

北上市教育委員会訓令第 2 号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年12月25日

北上市教育委員会教育長 船 田 浩

北上市教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

北上市教育委員会公用車運行管理規程（平成20年北上市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（整備管理者） 第 7 条 公用車の保全及び点検整備を適正に行わせるため、<u>総務課に整備管理者</u>（道路運送車両法第50条第 1 項に規定する整備管理者をいう。以下同じ。）を置く。 2 [略]	（整備管理者） 第 7 条 公用車の保全及び点検整備を適正に行わせるため、整備管理者（道路運送車両法第50条第 1 項に規定する整備管理者をいう。以下同じ。）を置く。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和 6 年12月25日から施行する。